

令和5年10月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



令和5年10月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和5年10月24日（火） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市学校給食懇話会 提言について・・・・・・・・・・当日配付</li> <li>・令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査結果について・・・・・・・・1</li> <li>・令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸問題に関する調査結果について・・・・・・・・・・3</li> </ul> <p>第3 次回日程</p> <p style="padding-left: 40px;">11月定例会 令和5年11月28日（火）午後3時30分</p> <p>第4 閉会</p>



# 報 告



当日配付

令和5年10月24日  
教育委員会定例会資料  
保健給食課

# 今後の学校給食のあり方について

新潟市学校給食懇話会

令和5年10月20日



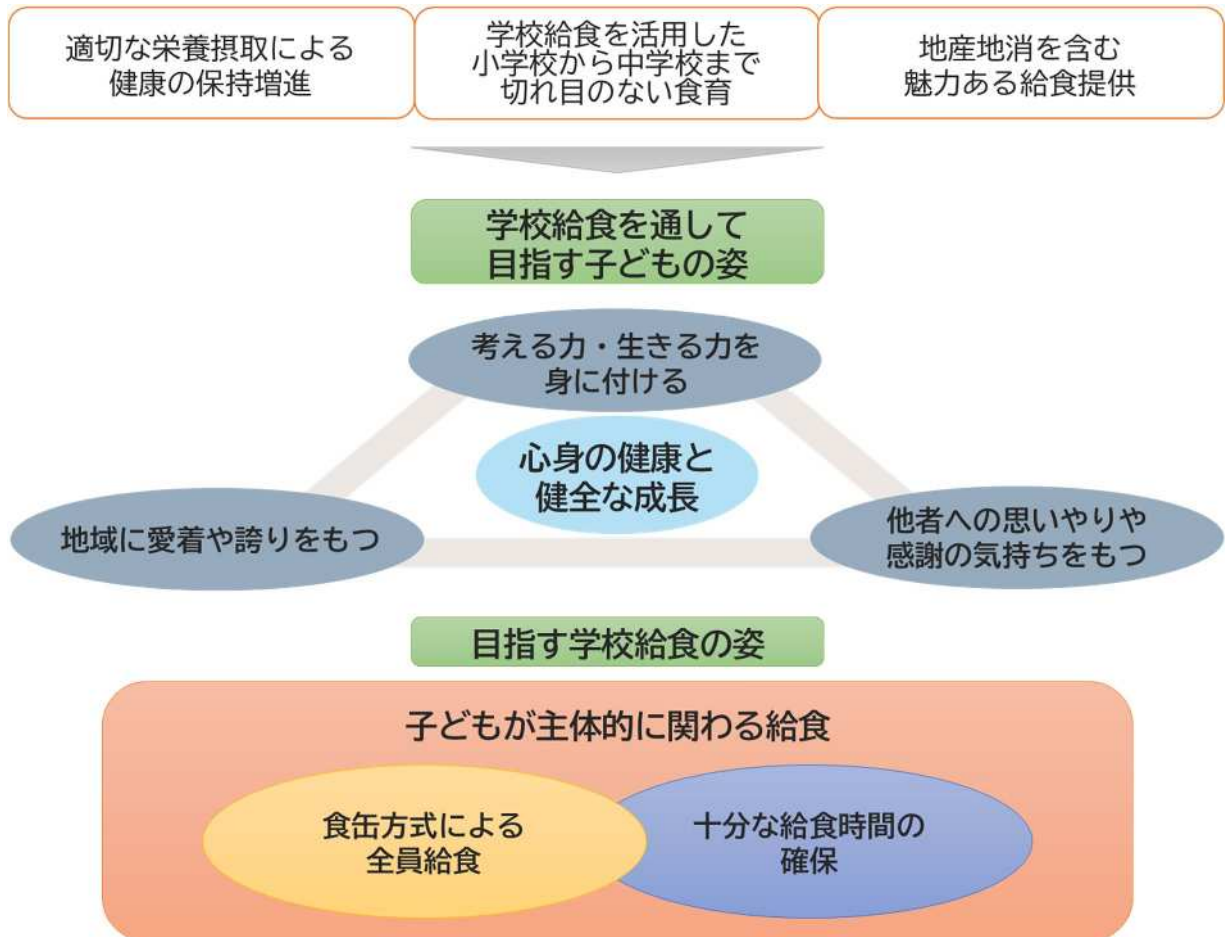


## 新潟市における今後の学校給食のあり方への提言

新潟市学校給食懇話会では、「適切な栄養摂取による健康の保持増進」、「学校給食を活用した小学校から中学校まで切れ目のない食育」、「地産地消を含む魅力ある給食提供」の3つの論点と、それらを実現するための今後の学校給食のあり方について、2023年2月から計6回の懇話会と2回の学校視察を行い、議論を深めてきた。

議論の結果を踏まえ、新潟市における今後の学校給食のあり方について、次のとおり、提言する。新潟市は本提言を踏まえて具体的な取組の検討を進められたい。

### 1. 提言の全体像



## 2. 学校給食を通して目指す子どもの姿

新潟市は、学校給食を提供するにあたり、子どもの将来を見据えて「食に関する指導の手引 第二次改訂版」(平成31年3月 文部科学省)の6つの食育の視点(食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化)を踏まえ、以下の子どもの姿を目指すべきである。

### (1)心身の健康と健全な成長

栄養バランスの取れた温かい給食の提供により、体と心の栄養を摂取するとともに、食への意欲・関心をもち、適切な食習慣を身に付けることで、心身ともに健やかに成長し、生涯にわたり健康で過ごせるようにする。

### (2)考える力・生きる力を身に付ける

給食の配膳での均等な盛り付け、自らの身体に必要な量の調節など、日々の給食の中で「考える力」を身に付ける。また、様々な食材・調理法に触れるなど、食に関する体験・学びを通して「生きる力」を身に付ける。

### (3)他者への思いやりや感謝の気持ちをもつ

友達と一緒にいる給食の配膳や片付けの作業の中で、協調性や周囲への思いやりを身に付けるとともに、収穫や調理などを体験することで、生産・調理・流通などの場面で食に関わる全ての方々や食べ物への感謝の気持ちをもつ。

### (4)地域に愛着や誇りをもつ

給食や食育を通じて、米や野菜、果物、魚介類などの新潟の豊かな農林水産物や、地域の特産物・食習慣など、その地理・歴史・文化的な背景も含めて、給食や食育を通じて学び、生まれ育った地域に愛着と誇りをもつ。

## 3. 目指す学校給食の姿

新潟市の学校給食は「子どもが主体的に関わる給食」を基本とし、具体的な取組として、給食提供方式は「食缶方式による全員給食」とし、あわせて「十分な給食時間の確保」等を進め、「目指す子どもの姿」を実現されたい。

### (1)基本的な方向性

学校給食を通して、子どもの将来を見据えて、子どもが主体的に関わる機会を創出し、食の大切さを感じ、食に対する関心を高め、適切な食習慣等を身に付けられるようにするべきである。

例えば、次のことなどが具体的な取組として挙げられる。

- ・自ら残食の片づけをすることで食品ロスを考える機会とする
- ・生産や献立作成、調理を体験することで、栄養や衛生管理、環境、資源の重要性な

どを考える機会とする

- ・給食に使う農産物の栽培・収穫体験を通じ、生産者への感謝の気持ちをもつ
- ・食材の産地や背景、産業、新潟や他地域の食文化等を学ぶ
- ・献立や給食の写真を子ども自らが学校のホームページ等で発信し、市内外で給食を通じ学びあう

あわせて、楽しい給食についてなど、子どもからも意見・考えを聞く機会を設け、取組へ反映していくことも重要である。

## (2)具体的な取組

### ア 食缶方式による全員給食

一部の給食提供方式では、選択制のため弁当持参や予約を忘れるケースがあることや残食量が多いことなどから、栄養摂取が十分かどうかの懸念がある。

以下の理由から、新潟市の学校給食は、選択制を改め、

全校で「食缶方式による全員給食」とすべきである。

- ・全員が食べる給食とすることで、必要な栄養のある食事を全員に提供できること
- ・同じ献立を食べることで、給食を教材とした食育を進めやすくなること
- ・適温でよりおいしい給食の提供によって、五感で味わい食べることを楽しめる給食となり、残食の改善につながる
- ・配膳等の共同作業を通して、考える力・生きる力を身に付けるなどの効果が期待できること

また、給食の実施にあたっては、食育の充実や全員給食に対応する給食管理、食物アレルギーへの対応、栄養管理、肥満・痩身や偏食などの個別指導のため、栄養教諭の十分な数の人員配置が不可欠である。加えて、学校給食摂取基準を満たすことはもちろん、地産地消にも配慮しながら、価格の範囲内での高品質な食材の使用や衛生的な調理などの創意工夫・努力を引き続き行い、安心・安全でおいしい給食を維持・向上することが重要である。

### イ 十分な給食時間の確保

学校教育の中で、給食時間の重要性が認識されながらも、単なる「燃料補給の時間」となっている懸念がある。給食時間を「楽しい食事の時間」とすることで、栄養摂取以外にも食べることを楽しみ、望ましい食習慣や明るい社交性、協同の精神を養うなど、子どもたちが豊かな学校生活を送ることができるものとする。

よって、新潟市の学校給食においては、

配膳や準備、喫食の時間を十分に確保すべきである。

あわせて、食育の取組・適切な指導により給食時間の質を高めることで、以下のことが期待できる。

- ・給食を教材とした食育の機会を作り、給食に使われている食材の旬、産地、歴史、背景、調理方法などを学び、地域への愛着や誇りをもつ
- ・時間がなく食べたいのに残してしまうことを防ぐ
- ・しっかり噛んでおいしさを味わう
- ・コミュニケーションを取りながら配膳・準備・片付けをすることで社会性を養う
- ・友人との会話など、食事の時間を楽しむ

### (3)その他重要な項目

#### ア 学校・家庭・地域が連携した食育

- 様々な教科や活動の中で食育を取り入れ、「チーム学校」で行うことが重要となる。
- 食に関する指導を適切に行えるよう、教職員は給食指導や食育への理解を深めることが重要となる。
- 小中合同の食育フォーラムや学校間の情報交換の場を定期的に設けるなど、小学校・中学校の連携強化が必要である。
- 子どもの健やかな成長のために、家庭での食への関心が欠かせない。そのため、保護者の食育への理解を深めることが重要となる。
- 給食に親しみをもってもらい、保護者と子どもがコミュニケーションをとるきっかけとして、給食の写真や情報を学校のホームページ等で積極的に発信する。

#### イ 学校給食における地産地消の推進

- 学校給食において地産地消を推進するために、以下の取組が重要となる。
  - ・地域ブランドを含め新潟の農林水産物を積極的に給食へ活用する
  - ・生産者と学校現場をつなぎ、互いを理解する機会をつくる
  - ・新潟の特産である米を活かした完全米飯給食を継続する
  - ・新潟の特色や食文化を知り、興味をもつ機会をつくる

新潟市学校給食懇話会 委員

○ 座長

赤松 利恵	お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系 教授
大坪 研一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科 特任教授
坂井 笑美子	公募委員
佐久間 沙都美	新潟市小中学校 PTA 連合会 副会長
佐藤 邦栄	新潟市小中学校 PTA 連合会 会長
村井 康人	REBIRTH食育研究所 代表
○ 村山 伸子	新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科 教授
山崎 瑤樹	株式会社ベジ・アビオ 代表取締役

新潟市学校給食懇話会 オブザーバー

逸見 東子	小針中学校長
本多 一貴	山の下小学校長
渡邊 恵	新潟小学校栄養教諭(関屋小学校兼務)
富張 玲子	女池小学校栄養教諭

新潟市学校給食懇話会 開催経過

	日時	議題
第1回	令和5年2月9日(木)	(1)本市の学校給食の現状と課題 (2)検討に関する項目(案)の確認
第2回	令和5年2月16日(木)	学校給食の現場視察及び試食
第3回	令和5年3月27日(月)	今後の見直しに向けた議論
学校視察	令和5年6月9日(金)	今後の見直しに向けた議論
第4回		
第5回	令和5年7月28日(金)	今後の見直しに向けた議論
第6回	令和5年10月4日(水)	学校給食懇話会提言案について

## 新潟市立学校における給食提供の現状

令和5年10月24日  
保健委員会定例会 給食資料 課

	方法	中学校・中等 校数/生徒数	小学校 校数/児童数	配膳等の様子
自校方式(親子含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自校給食室で調理</li> <li>○食缶での<b>全員給食</b></li> </ul>	9校 2,000人	62校 24,900人	■食缶方式(生徒が教室等で盛り付け) 
給食センター方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食センターで調理し、配送</li> <li>○食缶での<b>全員給食</b></li> </ul>	20校 5,300人	45校 11,800人	■ルームメニュ(業者がランチルームで盛り付け)  ■ボックスメニュ(生徒が受け取り、教室で喫食) 
スクールランチ方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間調理場で調理し、配送</li> <li>○選択制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルームメニュ</li> <li>・ボックスメニュ</li> <li>・持参弁当等</li> </ul> </li> </ul>	28校 11,400人  ※R4利用率60.2% 利用 6,900人 非利用 4,500人	-	
		57校 18,700人	106校 36,700人	

令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査 最終結果について

		小学校	中・高共通											特別支援	養護教諭	栄養教諭	合計	
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	計					
採用予定数		95												60	10	6	1	172
令和6年度	出願者数	男	90	16	23	28	21	2	2	29	1	0	18	140	9	0	0	239
		女	103	12	3	7	10	3	1	8	0	2	20	66	6	47	13	235
		計	193	28	26	35	31	5	3	37	1	2	38	206	15	47	13	474
	1次検査合格者数 (1次免除者含む)	男	80	10	11	15	16	2	1	16	1	0	15	87	6	0	0	173
		女	87	7	2	2	6	2	1	1	0	2	13	36	6	15	5	149
		計	167	17	13	17	22	4	2	17	1	2	28	123	12	15	5	322
	2次受検者	計	159	16	13	17	21	4	2	17	1	2	26	119	12	15	5	310
	2次検査合格者数	男	44	6	7	8	9	2	1	10	1	0	7	51	4	0	0	99
		女	61	6	0	0	4	1	1	0	0	1	8	21	6	7	1	96
		計	105	12	7	8	13	3	2	10	1	1	15	72	10	7	1	195
倍率		1.8	2.3	3.7	4.4	2.4	1.7	1.5	3.7	1.0	2.0	2.5	2.9	1.5	6.7	13.0	2.4	

■令和5年度採用選考との比較

	小学校			中・高共通			特別支援学校			養護教諭			栄養教諭			合計		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
出願者数	193	217	-24	206	185	21	15	19	-4	47	57	-10	13	-	13	474	478	-4
1次検査合格者数	167	159	8	123	107	16	12	14	-2	15	24	-9	5	-	5	322	304	18
2次検査合格者数	105	110	-5	72	65	7	10	7	3	7	8	-1	1	-	1	195	190	5
倍率	1.8	2.0	-0.2	2.9	2.8	0.1	1.5	2.7	-1.2	6.7	7.1	-0.4	13.0	-	13.0	2.4	2.5	-0.1

■平成29年度採用(権限移譲後)以降の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
出願者数	387	396	367	512	524	501	478	474	3,639
2次検査合格者数	男	36	42	60	82	56	75	82	532
	女	56	71	81	64	84	106	108	666
	計	92	113	141	146	140	181	190	1,198
倍率	4.2	3.5	2.6	3.5	3.7	2.8	2.5	2.4	3.0

(参考)新潟県出願者数	1550	1379	1206	1,504	1,016	1,261	1,139	1,192	10,247
-------------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	--------





令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

1 暴力行為の発生件数

	全 国	新潟県	新潟市
総 計	95,426(76,441)	3,836(2,912)	1,945(1,636)
1,000人あたりの発生件数	7.5(6.0)	18.1(13.5)	33.6(28.0)

※暴力行為とは、「児童生徒が、故意に有形力を加える行為」をいい、被暴力行為対象によって、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の四形態に分けられる。

※国公立の小・中・高等学校の発生件数

※( )内は、令和3年度の発生件数

新潟市の小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は1,945件であり、児童生徒1,000人あたりの発生件数は33.6件である。

2 いじめの認知件数及び解消の状況等

(1) いじめの認知件数

	全 国	新潟県	新潟市
総 計	681,948(615,351)	19,644(21,254)	12,735(13,652)
1,000人あたりの認知件数	53.3(47.7)	91.7(97.4)	219.0(232.2)

※国公立の小・中・高・特別支援学校の認知件数

※( )内は、令和3年度の認知件数

新潟市の小・中・高・特別支援学校における、いじめ認知件数の総計は12,735件であり、児童生徒1,000人あたりの認知件数は219.0件である。

(2) いじめの解消の状況

		解 消	取組中	その他
全 国	総 計	525,773	155,229	946
	認知件数に対する割合	77.1	22.8	0.1
新潟県	総 計	15,374	4,217	53
	認知件数に対する割合	78.3	21.5	0.3
新潟市	総 計	10,166	2,555	14
	認知件数に対する割合	79.8	20.1	0.1

※国公立の小・中・高・特別支援学校の解消の状況

※「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等

新潟市の小・中・高・特別支援学校における、いじめの解消の状況は「解消」が10,166件、解消率は79.8%（全国値77.1%）である。

### 3 小・中学校における不登校児童生徒数

	小 学 校		中 学 校		合 計	
	不登校 児童数	1,000人当 たりの不登校 児童数	不登校 生徒数	1,000人当 たりの不登校 生徒数	不登校 児童生徒数	1,000人当 たりの不登校 児童生徒数
全 国	105,112 (81,498)	17.0 (13.0)	193,936 (163,442)	59.8 (50.0)	299,048 (244,940)	31.7 (25.7)
新潟県	1,621 (1,195)	15.8 (11.5)	3,138 (2,659)	57.5 (47.8)	4,759 (3,854)	30.3 (24.1)
新潟市	714 (507)	19.0 (13.3)	1,253 (994)	66.1 (52.1)	1,967 (1,501)	34.8 (26.3)

※不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒であり、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く）。

※国公立の小・中学校の不登校児童生徒数

※( )内は、令和3年度の不登校児童生徒数

新潟市の小・中学校における、不登校児童生徒数は1,967人であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は、34.8である。

# 改訂版 いじめ・不登校の 初期対応ガイドブック (いじめ編)

新潟市の生徒指導は、子ども一人一人の「成長を促す指導」を充実させることで、「予防的な指導」や「課題解決的な指導」の必要な児童生徒を生まない取り組みを実施しています。しかし、近年、いじめの早期解決が困難なケースの増加や、新たに不登校状態を呈する児童生徒の増加が認められます。これらの増加を防ぐためには、「初期対応」を適切にかつ丁寧に行うことが大切です。「いじめ・不登校 初期対応ガイドブック」は、各学校が、いじめと不登校の初期対応を、適切にかつ丁寧に行うための、「具体的な進め方」の一つとして平成30年4月作成配付しました。

この度、「いじめ・不登校 初期対応ガイドブック」に特別支援教育の視点からの内容も加え、より適切に初期対応を行えるようにしました。

各校において、「改訂版 いじめ・不登校 初期対応ガイドブック」を全職員で周知し、適切ないじめ対応を行っていただければと思います。

## 新潟市教育委員会

平成30年4月作成

(令和4年4月一部改訂)

(令和5年4月一部改訂)

## いじめ程度表

### 高レベル

#### 法第28条第1項に掲げる重大事態

- 校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)【資料8-2】に記入  
市教委への電話連絡(速報)・【報告様式15の3】にて報告
- 児童生徒が自殺を企図
  - 身体に重大な傷害を負う
  - 金品に重大な被害を被る
  - 精神性の疾患を発症した
  - 相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席

#### 重大事態につながるおそれのあるレベル

- 校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)【資料8-2】に記入  
市教委への電話連絡(速報)・【報告様式15の3】にて報告
- 登校できない状況が1日でもある
  - 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている
  - 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻(自殺念慮、避難児童、差別的な発言、性非行(ズボンおろしを含む)、集団からのいじめ、保護者が不満を訴える など)

#### 発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

- 校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)【資料8-2】に記入  
市教委への電話連絡(速報)・【報告様式15の3】にて報告
- 被害者の気持ちが不安定
  - 加害者の行動変容が見られない

### 中レベル

- 校内いじめ対応ミーティング(メモ用紙)【資料8-1】のみの利用  
1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル
- 被害者・加害者の気持ちがまだ不安定。

### 低レベル

- 校内いじめ対応ミーティング(メモ用紙)【資料8-1】のみの利用  
その日のうちに、すでに一定の解消がされたと判断できるレベル
- 被害者・加害者ともに、事案後普通通りに接している。

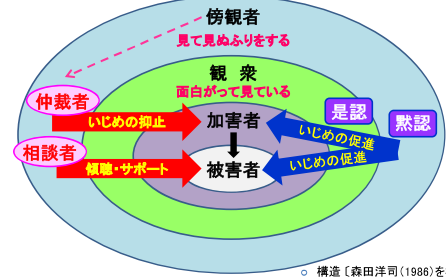
### いじめの定義

いじめ対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

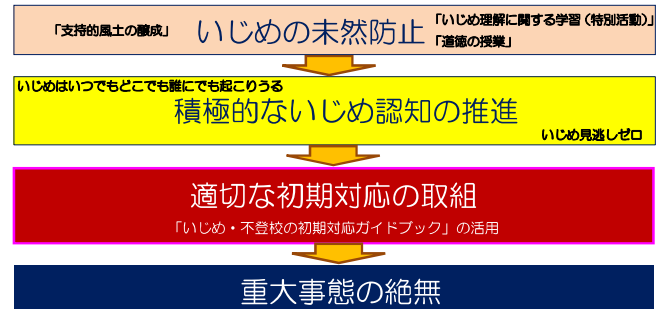
### 重大事態

- 児童生徒が自殺を企図
- 身体に重大な傷害を負う
- 金品に重大な被害を被る
- 精神性の疾患を発症した
- 相当の期間(年間30日)学校を欠席

### いじめの構造



<新潟市の取組>

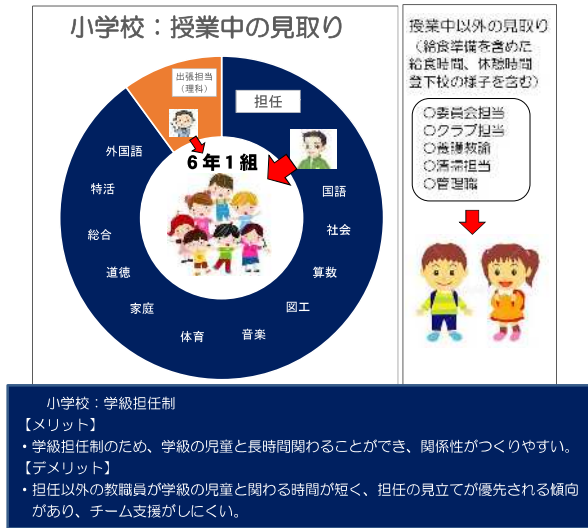


- 1 -

## 第1章 いじめ・不登校対応を チームで行うために

【第1章 いじめ・不登校対応をチームで行うために】・・・・・・・・・・P. 5～P. 6  
いじめ・不登校の対応は、担任一人で行うのではなく、学校がチームとなり組織的に進めていくことが大切です。学校がチームとして機能するためには、小学校は小学校のシステムを理解し、中学校は中学校のシステムを理解して、進めていく必要があります。「小学校・中学校のシステムについて」を参考に、「教職員の密な連携」と「複数の教職員が意図的に児童生徒と接する場の設定」に留意して進めてください。

<小学校のシステムについて>

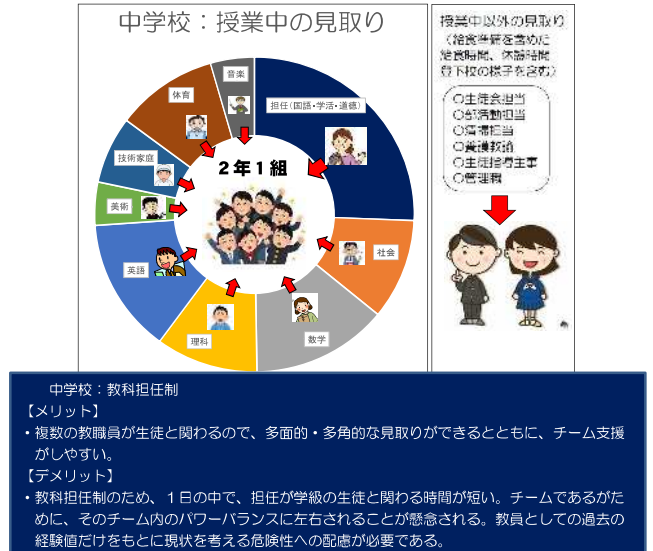


機能的なチーム支援を進めるポイント  
複数の教職員が意図的に児童と接する場の設定

【機能的なチーム支援を進めている学校例】 気になる子どもの様子を、毎週全教職員で共有している学校もあります。

<p><b>A 小学校（大規模校）</b> 教科担任制と出張授業を組み合わせることで複数の教職員が学級に入っている。1学年が複数学級であるA小学校は、各学年の担任同士で一部教科を交換。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1組担任が1組と2組の社会を担当。</li> <li>2組担任が1組と2組の理科を担当。</li> <li>1組と2組の音楽を級外が担当。</li> </ul>	<p><b>B 小学校（小規模校）</b> 教科担任制と出張授業を組み合わせることで複数の教職員が学級に入っている。1学年単学級であるB小学校は、1年と2年、3年と4年、5年と6年がペア学年となりペア学年同士で一部教科を交換。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年担任が1年と2年の音楽を担当。</li> <li>2年担任が1年と2年の図工を担当。</li> <li>1年と2年の書写を級外が担当。</li> </ul>	<p><b>C 小学校（小規模校）</b> 課題を抱えている児童の対応について、下学年と上学年の担任がグループとなり、チーム支援会議を行い、支援策を話し合う。その後、全教職員で、この支援策を共有して、全教職員で児童とかわる。</p>
--	---	--

<中学校のシステムについて>



機能的なチーム支援を進めるポイント  
教職員の密な情報共有

【教職員の密な情報共有を進めている学校例】

<p><b>A 中学校</b> 学校のPC共有ホルダーに、生徒の日々の情報を書き込むエクセルシートを作成している。教職員は、このエクセルシートに日々気になる生徒の情報を記載する。全職員がこのシートに、こまめに目を通し、日々の教育活動を行っている。</p> <p>※ PC共有ホルダーを利用する場合には、デジタルデータが漏洩しないように、セキュリティを強化したり、シートにパスワードを付けたりする必要があります。</p>	<p><b>B 中学校</b> 教職員全員が、生徒の情報を記入するための「メモ用紙」を常に持ち歩き、生徒の様子に気になることや賞賛できる行動があった場合、簡潔に「メモ用紙」に記入し、担任の机の上にのせている。担任はこのメモをもとに、必要に応じて教育相談を実施するとともに、メモ用紙をシートにまとめて貼り付け、他の教職員へ回覧し情報を共有している。</p>
---	---

## 第2章 いじめの初期対応

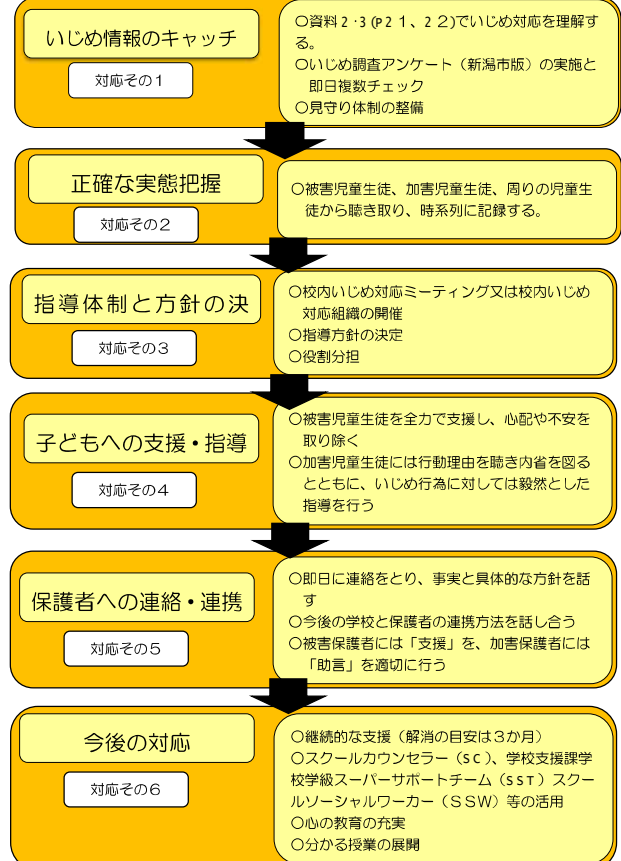
【第2章 いじめの初期対応】..... P.8～P.17

新潟市では、平成29年4月「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめの程度の明確化やアンケートの様式、報告・対応の流れの統一化を図りました。

各校ではこれを受けて、これまで以上に、教職員がいじめに対して高くアンテナを立て、些細ないじめをしっかりとキャッチし、早期発見・早期対応を行っています。しかし、このような学校での対応の中でも、いじめ解決に向かわず、問題が複雑化・重篤化する場合があります。そのような状況にならないようにするには、より迅速かつ適切な初期対応が必要となります。

いじめ対応初期対応ガイドブックは、いじめの初期対応についてのポイントをまとめたものです。

### いじめ等の初期対応の基本的な流れ



対応その1

## いじめ情報のキャッチ

### <いじめを起こさない環境整備>

- 授業中の誤答に対する冷やかしかや馬鹿にした態度を見逃さず指導している
- 分かる授業を展開している⇒順序を意識した指導と見通しを与える指導のバランスを意識している。同時と継次の処理の様子を意識した授業を行う
- 児童生徒をあだ名で呼んでいない
- 児童生徒同士があだ名で呼び合っていない
- 「助かるよ・ありがと・うれしい」など自己有用感を高める声掛けを伝える際の自分自身の表情にも配慮しながら常に行っている
- 教室は常に整理整頓している⇒整理整頓が苦手な子どもに対して迷惑そうな態度ではなく、一緒に淡々と片付ける。もしくは、ボックス整理を提示する
- 計画的に仲間づくりや絆づくりを行っている
- 規範意識を高めるためにルールやきまりを子どもたちに分かりやすいように提示している

### □ シンキングエラーに気付き、児童生徒に指導している。

シンキングエラーとは、加害児童生徒がいじめ行為を「遊びだ」「みんながやっているから問題ない」「相手も喜んでた」「チームが強くなるために仕方ない」「伝統だから」など相手の気持ちを考えない一方的な思考です。教職員がこの児童生徒のシンキングエラーに早く気付く指導することはとても大切です。

### <いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- いじめ調査アンケート（新潟市版）を即日複数チェックしている
- アセスメント調査（Q-U、アセスなど）を分析して、支援を行っている
- 休み時間や放課後の児童生徒の様子を確認している
- 友人関係（ペアやグループ）の変化を敏感にとらえている
- 個人面談や保護者面談での情報提供を大切にしている
- 生活ノート（生活日記など）を即日確認している
- 遅刻・欠席・早退のチェックをしている
- 保健室に行くことが多い児童生徒へきめ細やかに対応している
- 授業中の発表時やグループワークの際の雰囲気の変化を把握している（養護教諭との連携）

## いじめやいじめのおそれのある事案をキャッチした

いじめ防止対策推進法で、**いじめの管理職への報告は義務付けられています！**



- 8 -

対応その2

## 正確な実態把握

### <管理職への報告>

- 1 いつ(いつから)
- 2 どこで
- 3 誰が(被害者)
- 4 誰に(加害者・観衆・傍観者)
- 5 どのようなことを
- 6 被害状況・被害者の気持ちの確認
- 7 いじめのきっかけは何か



中・高レベルのいじめ事案の場合、すぐに、管理職へ相談し、チームで対応しましょう！

児童生徒を、個別に聞き取るのが大切です。聞き取り対象の児童生徒が多い場合は、動ける職員(管理職も)が絡んで対応に当たることが必要です。

聞き取りをする際には、【資料1】を活用するのも有効です。

- 被害児童生徒・加害児童生徒・観衆・傍観者の全て、基本、一人ずつ別に聞き取る。
- 食い違いがあれば、再度確認する。
- 時系列に事実を記録として残す。
- 可能な限り、児童生徒本人の言葉のまま記入する。

### 【話の聞き方のポイント】

- 一つ一つ確認しながら、うなずき・あいづちを入れながら話を丁寧に聞きましょう。
- 児童生徒が訴えた言葉を繰り返しながら、時には、いじめが起きた場面を記号や矢印を使って図示しましょう。
- 話が混乱している時は、内容を整理して、一つ一つ確認していきましょう。

- 9 -

対応その3

## 指導体制と方針の決定

### 校内いじめ対応ミーティング

いじめの情報 → 本人の情報 教育相談 アンケート etc.



## 具体的な支援策の決定と役割分担

決して学級担任一人に任せきりにしない

### 【支援策決定のポイント】

より具体的で実現可能な内容にすること

- 何をどのように行うか
- いつ、誰が、どこで、行うか
- いつまでに、どのようなペースで行うか

校内いじめ対応ミーティングメモ用紙は、複数枚印刷してファイルし、教頭先生の机の上を定位置に。

校内いじめ対応ミーティングの際に、教頭先生(不在の場合校長先生)がメモをして、校長先生が重要度を決定する。(いじめ程度表の活用・1日でもいじめが原因で欠席の場合は市教委へ報告しましょう)

- 10 -

校内いじめ対応ミーティング(メモ用紙)				記載例	
※ 手書きで直ぐに記録できるように、多めに印刷、ファイルしておく。					
開催日時	29年 4月 10日(月) 16:30 ~ 16:35	記録者	○ ○	重要度	高 中 (低) NO. 1
メンバー	校長(教諭) 生徒指導(〇〇) 担任(〇〇) 学年主任( ) その他( )				
概要	被害者 1年 2組 □□□□ 加害者 1年 2組 △△△△ 体育の授業でリレーを行い、□□が転び、そのチームが優勝できなかった。△△が「□□が転ばなかったら優勝できたのに」と大声で言った。□□は悔しい思いをした。この2人は普段仲が良い。				
対応(方針)	この発言を聞いた担任がすぐに△△を指導。□□も好きで転んだわけではないことを理解させ、謝罪済み。				
※「重要度 低」その日のうちに、すでに一定の解決がされたと判断できるもの。被害者・加害者ともに、事後、普段通りに戻っている。					
開催日時	29年 4月 10日(月) 16:35 ~ 16:40	記録者	○ ○	重要度	高 中 (低) NO. 2
メンバー	校長(教諭) 生徒指導(〇〇) 担任(〇〇) 学年主任( ) その他( )				
概要	被害者 3年 1組 ○〇〇〇 加害者 3年 1組 ×××× 昼休みに体育館でバスケットボールをしていた。その際、××が近距離から思いっきり〇〇へパスをだして顔にあたった。〇〇は、××がわざとぶつけたと言いつつ、言い争いになった。				
対応(方針)	事実確認。担任から十分に話をし、××から〇〇への謝罪。家庭連絡。				
※「重要度 中」その日のうちに、すでに一定の解決をしたと判断できないもの。例の場合は、被害者・加害者の気持ちがまだ不明確な段階である。					
開催日時	29年 4月 11日(火) 7:45 ~ 8:00	記録者	○ ○	重要度	(高) 中 低 NO. 3
メンバー	校長(教諭) 生徒指導(〇〇) 担任(〇〇) 学年主任(〇〇) その他( )				
概要	被害者 2年 3組 ●●●● 加害者 2年 3組 ▲▲ ■■ ×× 昨日20:30頃、●●の母親より担任に電話あり、同級生の3名から悪口を言われたり、叩かれたりしているとのこと。本人は学校に行きたくないと言っている。管理職には昨日中に担任から連絡あり。				
対応(方針)	●●から担任が話を聞き、情報共有(昼休み)、関係児童に別々に事実確認をする(放課後)、家庭連絡を忘れない。本日登校できなければ、家庭訪問。				
※「重要度 高」被害者が欠席する。教室に入れなくなる。保護者からの訴え等、今後解決に向けて不安が残るもの。					

- 11 -



＜いじめ被害児童生徒への対応＞

- いじめの訴えをしたこと、相談に来てくれたことをほめる（感謝）  
（気が付かなくて、ごめんなさい、切ない気持ちを打ち明けてくれてありがとう）
- 具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝える（安心）
- 事実とともに、辛い気持ちを受け入れ共感する（受容）
- 本人の訴えた言葉を復唱する（繰り返し）
- 分からないことを質問する（質問）  
（そんな気持ちだったんですね、そんな気持ちのまま、相手に言い返さずに堪えていてくれたんですね、ほかの先生方にもこの話を、あなたのことを守りたいと思っています、詳しいところを聞かせてください）
- 本人が努力していることや頑張っていることを認め励まし、自信を与える（自信）
- 人間関係の再構築を具体的に提示する（交友関係の醸成）
- 自己理解を深めさせ、改善点があれば一緒に克服していくことを伝える（自立支援）

＜してはいけない対応・考え方（例）＞

- 【いじめの認知が低い】  
「遊びの延長でしょ。」  
「気にしすぎじゃないのかな。」  
「〇〇さんが、そんなするとは思えない。」  
「〇〇さんは、良かれと思って、してるんだから。」
- 【自説を説く】  
「やられたら、やり返すくらいの強さをもちなさい。」  
「負けるな、がんばれ。」
- 【被害児童生徒の安全安心の確保がなされない。】  
「あなたにも問題があるんじゃない。」  
「〇〇さんやってないって言ってるよ。」



＜いじめ加害児童生徒への対応＞

- 他の児童生徒と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う（確認）
- いじめ行為をしてしまった行動理由と情動について十分に聴く（傾聴・受容）  
（落ち着いた話ができるタイミングで何があったのかを聴き取る。本人の口にした行動理由を「あなたはそう感じたんですね」と、まずは本人の言ったことを繰り返す。「ということは」という言葉を用いて、確認をしながら行う。本人の話が前後したり、明瞭でなかったりする場合は、ホワイトボードやタブレット、画用紙などを用いて、話した内容を見える化する。）  
（大切にしたい言い回しの例：「してはいけないことであることは知っている君が、〇〇をするということは、きっと何かあったのでしょうか。何かあったの？あなたのことが大切だから、何度でも叱ります」）
- いじめの被害児童生徒の気持ちを認識させ、反省を促す（内省）
- 教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する（指導）
- 自分の行為の責任をとる方法（謝罪など）を考えさせる（支援・謝罪）
- 加害者なりの行動理由をもとに、必要に応じて正しいスキルを提供する（行動修正）
- 人間関係の再構築を具体的に提示する（交友関係の醸成）
- 自己有用感を高める支援（ありがとう・助かるよ）で所属感を高める（成長への支援）



＜問題解決を困難にさせる例＞

加害児童生徒が、「以前、いじめられたからお互い様だ」「いじめの方にも原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」など、いじめの非を認めない場合は、「どんな理由があっても、今回の行為自体は、いじめであること」「今、一番傷ついているのは、被害児童生徒であり、第一に被害児童生徒を安心させること」が必要であること、を加害児童生徒やその保護者にしっかりと伝えましょう。その上で、加害児童生徒やその保護者の言い分については、現時点で進行しているいじめ事案を解決したら、必ずその課題についても、全力で解決に向かうことを約束しましょう。

本人が、自分の非を認めづらい様子が見られた際には、少年法など法規の説明が必要になるケースがあります。加害児童生徒の感じ方の特性を日々の様子から観察し、その子との日頃からの関係性が悪くない方から対応してもらったり、複数で対応したりしましょう。

不適切な行動に、本人の行動障害の様子がうかがえた際には、寂しかったり、注目してもらいたかったりする気持ちが内包している可能性があります。その子の不適切でない行動に対して、肯定的な評価を積み上げていくことを行うことを保護者と連携して行いたいと考えている旨を伝える必要があります。

＜いじめ観衆・傍観児童生徒への対応＞

- 他の児童生徒と離れた場所で、個別に複数の教職員で、事実確認を迅速に行う（確認）  
（何かあった際の対応を落ち着いてするために、日頃から課題プリントなど自習のための活動を準備しておく。指導を受けている際の子どもの視界に配慮する。教室の隅で何らかのかわりをもつ際には、子どもを教室の隅に位置させるのではなく、教員が隅に位置し、子どもの視界に他児が入り込まないようにする。）
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめ行為と同じであることを理解させる（指導）  
（子どもの発達段階に応じた指導の言葉が必要。小学校低学年であれば、「〇〇をすることは、良くないことです。もし見たら、先生にすぐに教えてください、私は、みんなが仲良くなってほしいです」など）
- 被害者の気持ちを考えさせ、反省を促す（内省）
- 自分の行為の責任をとる方法（謝罪など）を考えさせる（支援・謝罪）
- 自分のできること（いじめをやめさせる（仲介者）・いじめを誰かに知らせる（通報者）・被害児童生徒に寄り添って話を聴く（シェルター）になる）を自己決定し実行する勇気をもたせる（支援）



＜加害・観衆・傍観者に対してしてはいけない対応・考え方（例）＞

- 【丁寧な対応に欠ける指導】  
・複数の児童生徒から、一斉に話を聴く
- 【威圧的で一方的な指導】  
・みんなの前で、非難する  
・体罰を行う・ものを叩いたりして脅す（威圧的指導）  
・悪者と決めつけた対応を行う  
「どうせ、また、お前が悪いだろう。」
- 【人格を否定する】  
「お前は、本当にダメな奴だな」  
「お兄さんは良い子なのに、お前は・・・」



＜いじめ被害児童生徒の保護者への対応＞

- 且口、事実を説明する（高レベルは家庭訪問が基本）（報告）  
※すべての事実が確認できていない場合は、臆測での言わない  
学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える
- 学校管理下でのいじめについては、児童生徒に辛い思いをさせてしまったことについて、しっかりと謝罪する（高レベルは基本管理職からも）（謝罪）
- 学校は、子どもを守り、早期解決に向かうことを伝える（安心）
- 保護者からも、子どもの傷ついた気持ちを聞いてもらうようお願いする（協力）
- 学校の解決に向けた具体的な方針を伝え、協議する（協議）
- 保護者の辛さや不安を受け止め、支援する（共感的理解・支援）



＜いじめ加害児童生徒の保護者への対応＞

- 且口、事実を説明する（高レベルは基本家庭訪問）（報告）  
※すべての事実が確認できていない場合は、臆測での言わない  
学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える
- 保護者の怒り・情けなさ・自責の念・不安を理解する（共感的理解）
- 問題と関係のないものまで話を広げない（焦点化）
- 教師と保護者が共に児童生徒を育てる姿勢を示す（協力）
- 加害児童生徒が「非」に気づき、内省が図られるよう協力を求める（内省）
- 被害者の保護者への謝罪や児童生徒の対応について助言する（助言）

※（見守り隊には、登下校時に情報を見聞きした場合、学校に知らせるよう協力依頼が必要である。）

【継続的な支援】

- いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。
- 「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかも、いじめを受けた児童生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉える。それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」とし、関係の児童生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。
- ※ 再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。



【sc・SST・SSW等の活用】

- いじめ事案への対応や指導方針等の協議においても、sc を積極的に活用する。
- 被害児童生徒と加害児童生徒の双方に sc、SST、SSW等の活用も含めて、心のケアにあたる。

【心の教育の充実】

- 学級活動で「いじめの知識・理解」を、道徳など教育活動全般を通して、自主的・実践的な態度や生活態度を身に付けさせるとともに、体験活動を生かしながら、心の教育を実践する。

【分かる授業・自己肯定感・自己有用感の高まる授業の展開】

- 「学習課題とまとめ・振り返り」のある授業、生徒指導の視点を意識した授業を展開する。
- 全ての子どもが安心して参加できる授業を展開する。
- 協働的な学習を通して、自己有用感を育む。



【参考文献】

- 沖縄県いじめ対応マニュアル : 沖縄県教育庁義務教育課
- いじめ問題行動ハンドブック : 和歌山県教育委員会
- いじめ対応マニュアル : 兵庫県教育委員会
- 失敗しないいじめ対応の基礎・基本 : 辻川和彦 : 日本標準

# 参考資料編

必要に応じて、ご利用ください

資料1

記入日：令和 年 月 日

## いじめ状況把握シート

- 1 いつ（いつから） 令和 年 月 日 : 頃
- 2 どこで \_\_\_\_\_
- 3 誰が（被害児童生徒） \_\_\_\_\_
- 4 誰に（加害児童生徒） \_\_\_\_\_
- 5 どのようなことを \_\_\_\_\_

6 被害状況・被害児童生徒の気持ち

7 いじめのきっかけ（加害児童生徒の行動理由）

## 8 具体的な状況図

## 9 周囲からの聞き取り

## 資料2

### いじめ対応チェックリスト（管理職版）

- 教職員の中で、「いじめ行為において、被害児童生徒にもなんらかの問題がある」といった誤った認識をもつ教職員はいない。
- いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめ防止対策推進法第28条第1号と第2号の重大事態の内容について把握している。
- 新潟市のいじめ防止等のための基本的な方針（H29年4月）を読んでいる。
- いじめ・不登校初期対応ガイドブック（いじめ編）を活用し、教職員や児童生徒に指導している。
- 「新潟市のいじめの程度表」を教職員全員に印刷・配付し、共通理解している。
- 校内いじめ対応ミーティングのメモ用紙を複数枚印刷し、ファイルして教頭の机の上に置いている。
- 対応ミーティングの際に、教頭【不在の場合は校長】がメモ用紙にメモをして、校長が重要度を決定している。
- 対応ミーティングを進めるときには、教職員の専門性を生かすように工夫している。
- 対応ミーティングでは、「いつまでに」「どこで」「だれが」「何を」行なった視点で、具体的な方針が出されている。
- いじめ対応ミーティングを実施後、定期的に、状況を教職員に確認している。
- 自校のいじめ防止基本方針は、全教職員が理解している。
- 自校のいじめ防止基本方針は、ホームページに掲載されている。
- 自校のいじめ防止基本方針について、保護者に説明されている。
- 自校のいじめ防止基本方針について、地域に説明されている。
- 自校の児童生徒は、いじめの定義を発達段階に応じて理解している。
- 自校の保護者は、いじめの定義を正しく理解している。
- 自校の地域の方々も、いじめの定義を正しく理解している。
- いじめ等の情報は、教職員から即日管理職に報告されている。
- いじめの認知件数の増加を肯定的に評価している。
- いじめ調査アンケート用紙（新潟市版）を利用し、アンケート実施後は、即日、複数の目でチェックしている。
- 児童生徒の様子・教職員の様子を「いじめ防止」という視点で、1日1回は学校を巡視している。
- 教職員から相談があった場合は、仕事をしながら聴かず、相手に正対しながら傾聴している。
- 教職員の家庭への電話には、管理職がその内容を理解している。
- 高レベルのいじめには、管理職自ら児童生徒に指導するとともに、教育委員会へすぐに報告している。
- いじめ対応は、週をまたがず、その週の内に対応している。
- いじめ対応を適切に進めるために、「教育相談的」「特別支援的」な視点も大切にしている。

## 資料3

### いじめ初期対応チェックリスト（教諭版）

#### <いじめ対応前>

- 「いじめ行為において、被害児童生徒にもなんらかの問題がある」といった誤った認識をもっていない。
- いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめ防止対策推進法第28条第1号と第2号の重大事態について把握している。
- 新潟市のいじめ防止等のための基本的な方針（H29年4月）を読んでいる。
- 学校のいじめ防止基本方針に目を通し、理解している。
- 「新潟市のいじめの程度表」を理解している。
- いじめ調査アンケート用紙（新潟市版）を利用し、アンケート実施後は即日、複数の目でチェックしている。

#### <いじめ対応時>

- いじめ等の情報は、即日、管理職に報告している。
- 対応時に「いじめ初期対応ガイドブック」を活用している。
- いじめの事実確認では、「いつ」「どこで」「誰が（被害）」「誰に（加害）」「そのようなことを」「被害児童の状況・被害児童の気持ち」「いじめのきっかけ（行動理由）」「周囲からの聞き取り」と行った視点で行っている。（資料1を活用している）
- いじめ対応は、週をまたがず、その週の内に対応している。
- 被害児童生徒ファーストの対応ができています。
- 加害児童生徒の内省を図るように対応している。
- 被害・加害児童生徒の保護者に、即日、説明し理解が得られるよう努めている。
- いじめに関する家庭への連絡では、管理職にその内容を伝えている。
- 管理職・学年主任・生徒指導主事・生活指導主任と共に組織対応をしている。
- 教職員内で情報共有ができています。



# 改訂版

## いじめ・不登校の 初期対応ガイドブック (不登校編)

新潟市は、子ども一人一人の「成長を促す指導」を充実させ、自立性と社会性を育む生徒指導を推進してきました。しかし、近年、いじめの早期解決が困難なケースの増加や、新たに不登校状態を呈する児童生徒の増加が認められます。これらの増加を防ぐためには、「初期対応」「予防的な指導」「課題解決的な指導」を適切にかつ丁寧に行うことが大切です。「いじめ・不登校 初期対応ガイドブック」は、各学校が、いじめと不登校の初期対応を、適切にかつ丁寧に行うための、「具体的な進め方」の一つとして平成 30 年 4 月作成配付しました。

この度、「いじめ・不登校 初期対応ガイドブック」に特別支援教育の視点からの内容と資料を加え、より適切に初期対応を行えるようにしました。

各校において、「改訂版 いじめ・不登校 初期対応ガイドブック」を全職員で周知し、適切ないじめ対応を行っていただければと思います。

### 新潟市教育委員会

平成 30 年 4 月作成

(令和 5 年 4 月一部改訂)

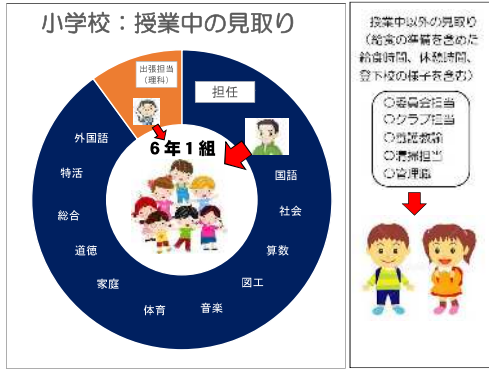
# 第 1 章

## いじめ・不登校対応を チームで行うために

【第 1 章 いじめ・不登校対応をチームで行うために】・・・P. 2～P. 3

いじめ・不登校の対応は、担任一人で行うことは得策ではなく、学校がチームとなり進めていくことが大切です。学校がチームとして機能するためには、小学校は小学校のシステムを理解し、中学校は中学校のシステムを理解して、進めていく必要があります。「小学校・中学校のシステムについて」を参考に、「教職員の密な連携」と「複数の教職員が意図的に児童と接する場の設定」に留意して進めてください。

### <小学校のシステムについて>



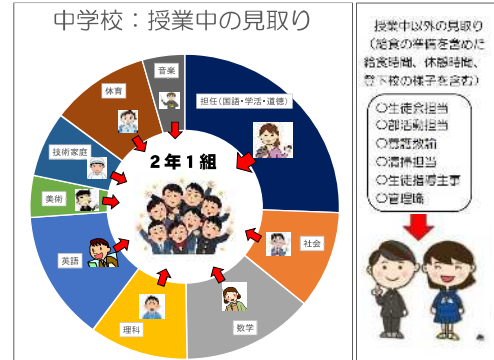
**小学校：学級担任制**  
【メリット】  
・学級担任制のため、学級の児童と長時間関わることができ、関係性がつくりやすい。  
【デメリット】  
・担任以外の教職員が学級の児童と関わる時間が短く、担任の見立てが優先される傾向があり、チーム支援がしにくい。

機能的なチーム支援を進めるポイント  
複数の教職員が意図的に児童と接する場の設定

#### 【機能的なチーム支援を進めている学校例】

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>A 小学校（大規模校）</b><br/>教科担任制と出張授業を組み合わせて複数の教職員が学級に入っている。1学年が複数学級である<br/>A 小学校は、各学年の担任同士で一部教科を交換。<br/>・1組担任が1組と2組の社会を担当。<br/>・2組担任が1組と2組の理科を担当。<br/>・1組と2組の音楽を級外が担当。</p> | <p><b>B 小学校（小規模校）</b><br/>教科担任制と出張授業を組み合わせて複数の教職員が学級に入っている。1学年単学級である<br/>B 小学校は、1年と2年、3年と4年、5年と6年がペア学年となりペア学年同士で一部教科を交換。<br/>・1年担任が1年と2年の音楽を担当。<br/>・2年担任が1年と2年の図工を担当。<br/>・1年と2年の書写を級外が担当。</p> | <p><b>C 小学校（小規模校）</b><br/>課題を抱えている児童の対応について、下学年と上学年の担任がグループとなり、チーム支援会議を行い、支援策を話し合う。その後、全教職員で、この支援策を共有し、全教職員で児童とかわる。</p> |
|--|---|---|

### <中学校のシステムについて>



**中学校：教科担任制**  
【メリット】  
・複数の教職員が生徒と関わるので、多面的・多角的な見取りができるとともに、チーム支援がしやすい。  
【デメリット】  
・教科担任制のため、1日の中で、担任が学級の生徒と関わる時間が短い。チームであるがために、そのチーム内のパワーバランスに左右されることが懸念される。教員としての過去の経験値だけをもちに現状を考える危険性への配慮が必要である。

機能的なチーム支援を進めるポイント  
教職員の密な情報共有

#### 【教職員の密な情報共有を進めている学校例】

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>A 中学校</b><br/>学校のPC共有ホルダーに、生徒の日々の情報を書き込むエクセルシートを作成している。教職員は、このエクセルシートに日々気になる生徒の情報に記載する。全職員がこのシートに、こまめに目を通し、日々の教育活動を行っている。<br/>※ PC共有ホルダーを利用する場合には、デジタルデータが漏洩しないように、セキュリティを強化したり、シートにパスワードを付</p> | <p><b>B 中学校</b><br/>教職員全員が、生徒の情報を記入するための「メモ用紙」を常に持ち歩き、生徒の様子で気になることや賞賛できる行動があった場合、簡潔に「メモ用紙」に記入し、担任の机の上にのせている。担任はこのメモをもとに、必要に応じて教育相談を実施するとともに、メモ用紙をシートにまとめて貼り付け、他の教職員へ回収し情報を共有</p> |
|---|--|

# 第2章 不登校の初期対応

**【第2章 不登校の初期対応】** ..... P. 5～P. 11

「児童生徒理解・教育支援シート」の活用を含め、学校現場の努力により、不登校・不登校傾向の解消・改善が小学校では 27 校、中学校では 19 校見られました（29 年度）。しかし、不登校・不登校傾向の児童生徒数は増加を続けています。それは解消・改善の数より、新たな不登校・不登校傾向の発生数が上回っているからです。

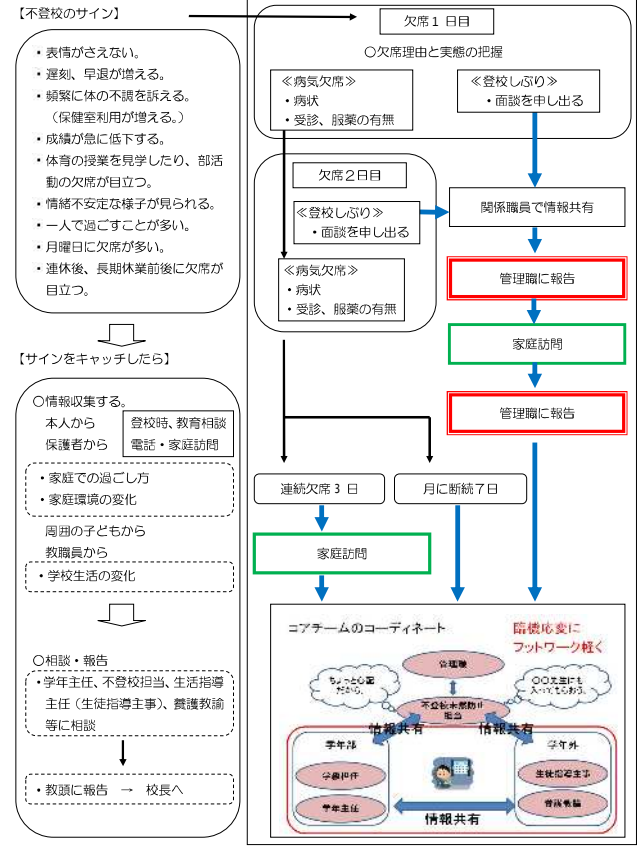
したがって、現在行われている不登校への対応（課題解決的な指導）を続けるとともに、新たな不登校を生まないための取組（初期対応）に一層注力していく必要があります。

「不登校初期対応ガイドブック」は、一人でも多くの子どもの不登校を未然に防止したいという願いから作成しました。

## 第2章 不登校における初期対応について

特別支援学級在籍の児童生徒の不登校の状態に対して、生存確認を含めた学校側の支援が行われづらい様子が見られていたケースがあった。欠席に対する働きかけなど、特別支援学級在籍の子の対応であっても同様に行う。

### 1 不登校のサインのキャッチと早期対応



## 2 欠席連絡の聞き方と対応 ～ 全職員が欠席理由に敏感になることが大切！ ～

### 欠席 1 日目

#### 【朝】保護者から欠席連絡が来たら・・・

ア 「体調が悪いので欠席します。」

イ 「学校に行きたくないと言っています。」

**ア** 目的：欠席理由と実態の把握  
 ◎ 電話で具体的な情報を確認する。  
 ・「熱は何度ですか。」  
 ・「病院に行かれたのですか（行くのですか）。」  
 ・「どのような症状ですか。」  
 ・「何か気になること（心配なこと）はありますか。」 → 『実は・・・』

**イ** ◎ 面談を申し出る。  
 a 面談を希望した場合  
 ・家庭訪問か、来校か。  
 ・複数で訪問→こちらが予定する教職員でよいか確認。  
 ※ 面談を拒否される教職員はいないか。(P.9「家庭訪問の留意点」参照)  
 b 面談を拒否した場合  
 ・電話で具体的な事実確認。

＜ 病欠欠席らしい ＞

ポイント  
 熱もなく、症状も不明確な時は、「何か気になること（心配なこと）はありますか？」と聞いてみることも大切です。

**管理職に報告**

- ・1 日の欠席でもきちんと把握する習慣をつけておく。
- ・日ごろから家庭との連携を図っておく。
- ・真実を伝えてもらえる信頼関係を日頃からつづけておく。（早期発見・早期対応の鍵）
- ・記録や情報を集める。（最近の出欠状況、保健室の利用状況、友人関係など）

※ 「欠席連絡シート」による記録・報告  
 (1) 印刷して、電話の近くに置いておく。  
 (2) 学級担任以外が電話を受けた場合、必要事項を記入の上、必ず学級担任に渡す。  
 (3) 保護者と面談の必要がある場合、必ず管理職に報告する。

担任の対応に対する不満が背景にある場合を想定することが必要です。特に特別支援学級在籍の児童生徒については、昨年度までの支援が引き継がれていないと感じていることが原因である場合があります。その際には、担任以外の職員からの対応の方が、保護者や子どもの思いをキャッチしやすくなります。

### 欠席 1 日目

#### 【放課後】学校から電話をかける

本人が出た

保護者が出た

**本人が出た**

聞く  
 ◎家庭での過ごし方  
 朝の様子・昼の様子・夜の様子  
 ◎体調  
 「具合はどう？」  
 「病院に行った？」  
 「ご飯は食べられましたか？」  
 ◎生活リズム  
 「何時に起きた？」  
 「夜は眠れた？」  
 ◎気になること・心配なこと  
 「何か気になることや心配なことはあるか？」

伝える  
 ◎明日の連絡  
 時間割・持ち物  
 ◎気持ちに寄り添う声かけ  
 「吐き気がひどかったんだよね。辛かったね。」  
 ◎安心感をもって登校できる声かけ  
 「〇〇さんのこと、みんなが心配してたよ。」  
 「先生も〇〇さんがいなくて、寂しかったよ。」  
 「待ってるよ。」

**保護者が出た**

聞く  
 ◎家庭での過ごし方  
 朝の様子・昼の様子・夜の様子  
 ◎体調  
 「どんな具合ですか？」  
 「受診結果はいかがでしたか？」  
 「食欲はありますか？」  
 ◎生活リズム  
 「何時におきましたか？」  
 「夜は眠れていますか？」  
 ◎気になること・心配なこと  
 「体調面以外、〇〇さんの様子で、気になることはありますか？」

伝える  
 ◎明日の連絡  
 時間割・持ち物  
 ◎ねぎらいと感謝の言葉  
 「お忙しいところ、ご丁寧ありがとうございます。」

誰も出ない

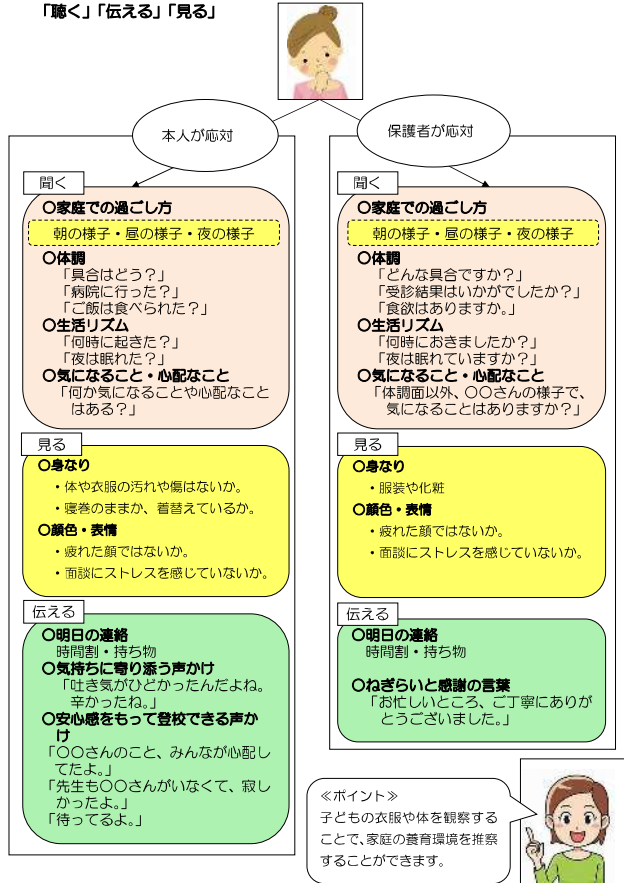
聞く（留守番電話に）  
 ◎家庭での過ごし方  
 朝の様子・昼の様子・夜の様子  
 ◎体調  
 「〇〇さんの具合はどうですか？」

伝える  
 ◎明日の連絡  
 時間割・持ち物  
 ◎いつでも話を聞く姿勢  
 「気になること、心配なことがあったら、いつでもご連絡ください。」

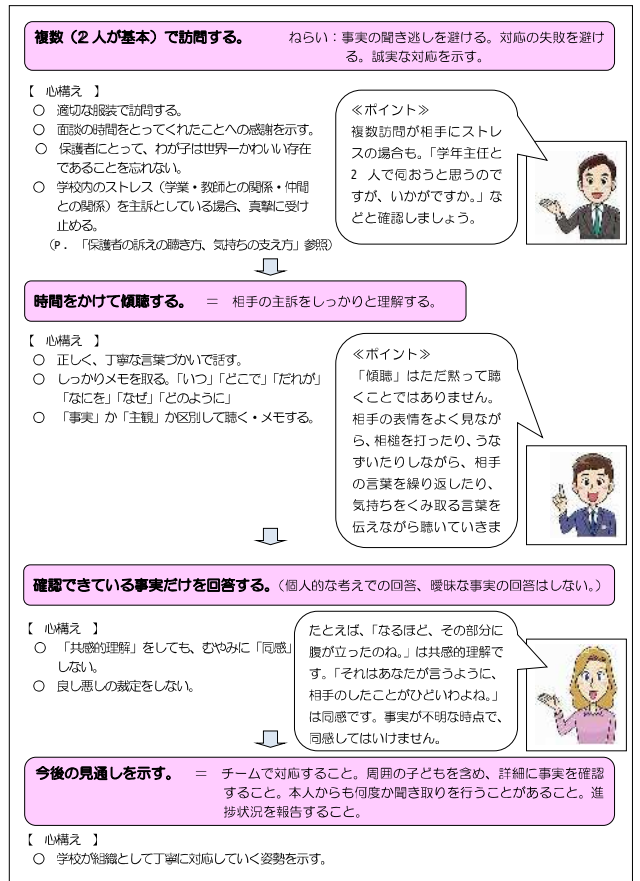
＜ポイント＞  
 夜は元気で、「明日は学校に行く。」と言っているのに、朝になると行けなくなる・・・。それを知るために、朝・昼の様子を聞くことは大切です。

### 3 家庭訪問のポイント ～ 「連続3日目」～

「聴く」「伝える」「見る」



### 4 家庭訪問の留意点 ～ 「学校に行きたくない」と言っている場合～



### 5 保護者の訴えの聴き方、気持ちの支え方

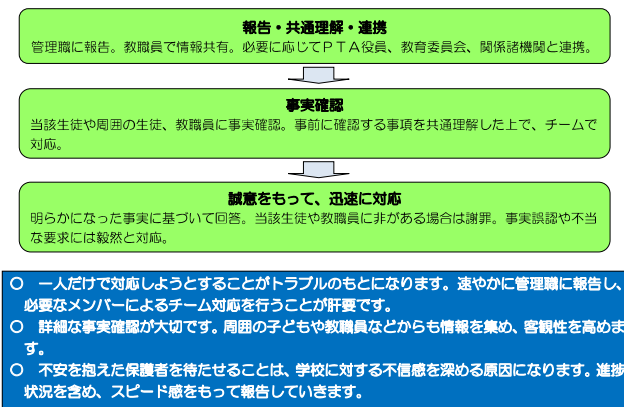
保護者の不安と心配は大きく、解決を急ぐあまり犯人探しをする傾向にある。  
 ・学校生活、級友や教師とのトラブルが原因ではないかと疑うことが多い。  
 ・子どもからの訴えは大きく受け止めがちで、教師への風当たりは強くなる。  
 ・保護者も動揺しているため、普段はごく普通に受け入れられていたことでも、違って見えたり考えたりする。



見方・受け止め方がずれていると思っても、弁解したりすることはとりあえず抑えて聴くようにする。

- ・学校、教師の立場を守ろうと弁解をすることは、逆効果になる場合が多い。
- ・保護者の気持ちを受容した方が、保護者は変わりやすい。

### 6 家庭訪問が終わったら ～ 管理職を含めた情報共有と速やかな対応～



- 一人で対応しようとするのがトラブルのもとになります。速やかに管理職に報告し、必要なメンバーによるチーム対応を行うことが重要です。
- 詳細な事実確認が大切です。周囲の子どもや教職員などからも情報を集め、客観性を高めます。
- 不安を抱えた保護者を待たせることは、学校に対する不信感を深める原因になります。進捗状況を伝え、スピード感をもって報告していきます。

家庭訪問の受け入れに対して、3秒以上顔を下げた状態で、感謝の姿勢を示すと、雰囲気は和らぎます。一方で、学校側に責任がありますとすぐに認めてしまうことで、かえって深刻な状態になる場合があります。特に特別支援学級在籍の子どもの場合は、背景に人権問題やいじめがある場合があります。気分を書かされている保護者の場合には率直に謝罪してもよいですが、事実確認を行う旨を伝え、丁寧に対応することが必要です。

### 7 留意事項 ～ ガイドブックがすべてではありません～

#### 1 児童生徒理解とレポート

- (1) 先生と話すことを待っているか。  
 「先生たくさん話したい子」「先生と話すことで安心する子」ばかりではありません。「一度にあれこれ聞かれるのはうざい。」と感じる子もいます。
- (2) 生活リズムと欠席との規則性  
 例えば、月曜日になると欠席がちの子どもの場合、それがすべて「不登校」になるとは限りません。週末に楽しいスポーツをしており、その疲れが原因になっている場合もあります。その良し悪しは別として、体を休めることで翌日から元気に登校できているなら、毎回、根拠を裏取り理由を聞かれるのはストレスになります。登校時に声をかけ、一緒に改善策を考え、アドバイスしてやるのが肝要です。

#### 2 保護者とのレポート

欠席を心配し、いろいろ質問されることを「うちの子のことをとても心配してくれている先生だ。」と受け取る方もいれば、「頭がいいだけだっただけで、私の言うことを信じないのか。」などと受け取る方もいるかもしれません。実際に些細な受け止めの違いで、トラブルが生じたケースがあります。  
 それを避けるには、何より日頃からの保護者とのレポートづくりが大切です。子どもの良さや頑張りをこまめに伝え、常に誠意をもった対応を心掛けましょう。

#### 3 大切なのは「想像力」と「感受性」

言葉の使い方には注意を払うべきです。特に相手の顔が見えない電話においては、自分の言葉が相手がどのような気持ちで受け止めているか、想像しながら話すことが大切です。  
 また、相手の言葉の小さな変化を感じ取る、敏感な感受性のアンテナを持ちたいものです。体調不良を理由とした欠席連絡でも、保護者が話す「聞」や「声のトーン」に、「もしかしら」と感じる場合もあるはず。また、細かな表情にも読み取れることがあります。

- (1) 「逆接」や「あいまいな表現」には、保護者の不安・心配が  
 (例) 「熱はないんですが・・・」(逆接)  
 「ちょっと(なんか)おなかが痛いって言うんです。」(あいまいな表現)
- (2) 児童生徒理解に基づいた質問  
 たとえば、週末の楽しいスポーツの疲れから、月曜日の欠席が目立つ子どもであれば、「疲れがたまっていたかねえ。」とこちらから聞いてみることも有効です。  
 「ええ、そうみたいですが、いつもすみません。」かもいれませんが、「うーん、言わないんですけど、何かあったみたいなんです。」との答えが返ってくるかもしれません。  
 また、欠席する以前で、子どもの様子に心配な点が認められていたなら、「昨日、少し元気がなかったような気がしたのですが、何か言っていないでしたか?」と聞くこともできます。
- (3) 児童生徒の多面的・多角的理解  
 不登校に陥っている児童生徒を理解するためには、様々な角度から子どもを理解する必要があります。不登校の要因は、学校や家庭、その他様々なことが複合的に重なり合っている場合が多く、学校は、管理職を含め全教職員が役割を決めてチームで対応することが重要です。しかし、学校だけで

は限界がありますので、必要に応じて福祉関係者等との連携が必要です。

#### 4 特別支援学級在籍児童生徒への対応

特別支援学級在籍の児童生徒に対しては、より丁寧な取組が必要です。学校へ登校しづらくなった背景に本人の特性がかかわっていることも考慮する必要があります。そして、学校へ登校しないということが心の安定のために必要なケースも多くあります。安定した登校を目指すことも大切ですが、自立に向けて今現在何か必要であるのかを関係する支援者で話し合い、目指す姿に向けたそれぞれの取組を行うことが必要になります。そこで、以下のことが大切です。

##### (1) 日頃からの丁寧な実態把握と信頼関係構築

子どもの特性について日頃の行動から把握し、子どもとその保護者との信頼関係を構築することが必要です。個別の諸計画を活用し、発展的な話し合いを計画的に行っていくことが大切です。

##### (2) 子どもの実態に応じた支援の構築

関係機関との支援会議を行う中で、子どもの自立のために必要な支援を整理し続けることが必要です。放課後等デイサービスなど、福祉関係機関とも連携し、それぞれの場での効果的な支援方法を他の場面でも用いるなど、連携しながら支援を行い、その支援の在りようを評価することも大切です。

##### (3) 音声言語に頼らないコミュニケーション方法の利用

特別支援学級在籍の子どもは、情報の入力方法に特性をもっている場合が少なくありません。コミュニケーションボードなどの視覚に訴えるツールを用いるなど、子どもにとって分かりやすいコミュニケーション方法への配慮が必要です。

## 資料

**欠席連絡シート** ( )年( )月( )日( )曜 ( : )

( )学年 ( )組 児童生徒名

連絡者 父 母 祖父 祖母 その他 ( )

欠席理由 発熱 ( )℃

頭痛 腹痛 吐き気 めまい だるさ

受診 受診済み 診断名 ( )

病院名 ( )

受診予定 ( )月( )日( )曜 ( : )

病院名 ( )

その他

登校しぶり → 学級担任が面談の約束

面談予定 家庭訪問 ( : )

来校 ( : )

→ **管理職に報告**

気になること(心配なこと)

#### 【参考文献】

- 不登校予防のための早期対応システム  
「ストップ不登校あかし」 : 明石市教育委員会
- 不登校の未然防止のための対応マニュアル : 町田市教育委員会
- 不登校児の理解と援助 問題解決と予防のコツ : 小林正幸 (金剛出版)
- 不登校ゼロの達成 : 小野昌彦 (明治図書出版)
- 教師のための不登校サポートマニュアル : 小林正幸 小野昌彦 (明治図書出版)